

Q&A

認定施設関連

Q1-1 認定施設は、暫定指導医が非常勤で在籍している場合にも申請できますか。

回答：申請は非常勤ではなく、常勤の暫定指導医が在籍している施設に限ります。

Q1-2 暫定指導医が複数在籍している場合、誰の名前で申請すればよいですか。

回答：施設に在籍する暫定指導医のうち責任者1名を選び、その方のお名前で申請してください。専門科（内科・外科・放射線科・病理など）は問いません。いずれの分野の先生が責任者となっても、その施設に在籍する会員の認定医受験要件は満たされます。

Q2 認定施設要件にある「直近5年間」とはいつからいつまでを指しますか。

回答：2025年度認定施設募集における対象期間は、2020年4月1日～2025年3月31日です。

Q&A

Q3 認定施設の募集は本年度限りですか。今後も同じ要件が継続されますか。

回答：募集は今後毎年実施を予定しており、認定期間は5年間です。要件については認定状況を踏まえて変更される可能性があります。

Q4-1 認定施設になるために、J-CUREなどの試験参加要件は過去に遡って5年間に限られますか。

回答：産学共同事業に関しては5年より前の実績でも認められ、期間は問いません。

Q4-2 要件として「肺癌合同登録」「NCD」「産学共同事業」などが示されていますが、いずれか一つを満たせばよいですか。

回答：はい。①～④に示すいずれかの要件を満たせば申請可能です。

Q5-1 診療実績は「年間50例以上」とされていますが、「年間」とはいつからいつまでですか。

回答：年度ごとの計算でお願いします。例えば、2024年度は2024年4月1日～2025年3月31日を指します。

Q5-2 診療実績において、手術後に補助化学療法を行った症例は「手術」と「薬物療法」で2件としてカウント可能ですか。

Q&A

回答：症例の重複は認められません。代表的な治療を1つ選び、1例としてカウントしてください。

Q5-3 胸腺腫、胸腺癌、胸膜中皮腫など肺癌以外の胸部悪性腫瘍もカウントできますか。

回答：はい。胸腺腫、胸腺癌、胸膜中皮腫も対象に含めて構いません。

Q5-4 対象年度より前に治療が開始された症例は診療実績に含まれますか。

回答：診断から初回治療開始に至るプロセスを重視しています。原則として対象期間内に診断および初回治療が行われた症例を対象としてください。

Q5-5 診療実績における「画像診断」とはどのような場合を指しますか。

回答：初回治療前の病期診断における画像診断を対象としてください。

Q5-6 様式3における「対象期間に実施した診療項目」はすべて記載する必要がありますか。

回答：主なものを1つだけ記載してください。

Q5-7 組織学的診断が得られていないが、臨床的に肺癌と判断し放射線治療を行った症例は実績に含まれますか。

Q&A

回答：臨床的に肺癌と診断した根拠が明確であり、多職種カンファレンス等で慎重に検討のうえ治療された場合は、治療実績として認めます。

Q6-1 「施設として筆頭演者発表 5 回以上（うち 1 回は本法人年次学術集会を含む）」とは具体的にどういう意味ですか。

回答：施設に在籍する医師が筆頭演者として発表した実績の合計を指します。

1 名が 5 回でも、複数名で合計 5 回でも構いません。ただし、そのうち最低 1 回は年次学術集会での発表を含めてください。

Q6-2 「年次学術集会での筆頭演者」とは、シンポジウムやワークショップでの演者も含まれますか。

回答：はい。対象に含まれます。